

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	川越市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/mynumber/mynumber_start.html

執行機関名 川越市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。)又はこれに準ずる施設として市長が認めるもの(以下「幼稚園等」という。)の設置者に対する補助金であって、当該設置者が行う当該幼稚園等において保育する幼児に係る授業料その他の費用の減額又は免除に対するもの(以下「幼稚園就園奨励費補助金」という。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		川越市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第35号)別表第一の6の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。)又はこれに準ずる施設として市長が認めるもの(以下この項において「幼稚園等」という。)の設置者に対する補助金であって、当該設置者が行う当該幼稚園等において保育する幼児に係る授業料その他の費用の減額又は免除に対するもの(以下「幼稚園就園奨励費補助金」という。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	川越市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園又は無認可幼稚園に在園する園児の保育料等の減免を行う設置者に対し、川越市幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		川越市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成21年7月3日決裁)